

株 主 各 位

平成 15 年 6 月 3 日

京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

京セラ株式会社

取締役社長 西 口 泰 夫

第49期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成 15 年 6 月 24 日(火曜日)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 15 年 6 月 25 日(水曜日) 午前 10 時

2. 場 所 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

当社 20 階 大ホール(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第49期(平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項 第 1 号議案 第49期利益処分案承認の件

第 2 号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(3 頁)に記載のとおりであります。

第 3 号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(3 頁から 5 頁まで)に記載のとおりであります。

第 4 号議案 取締役13名選任の件

第 5 号議案 監査役 2 名選任の件

第 6 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第 7 号議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(12 頁から 13 頁まで)に記載のとおりであります。

〔なお、招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第49期報告書」(17 頁から 36 頁まで)に記載のとおりであります。〕

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,843,941個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第49期利益処分案承認の件

本議案につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境及び事業展開等を勘案し、積極的な投資を行うために内部留保を高水準に保つことも考慮し、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金は、安定的な配当を実施する見地から、前期と同じく1株当たり30円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金と合わせ、年間の配当金は1株当たり60円となります。

また、役員賞与金（監査役賞与金を含む）は、前期と同額の7千5百万円（うち監査役賞与金は20万円増額の300万円）とさせていただきたく存じます。

利益処分案

| 科 目 | 金 額 |
|--|---------------------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 29,421,027,140 円 |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額 | 841,900,622 |
| 合 計 | 30,262,927,762 |
| これを次のとおり処分します。 | |
| 利 益 配 当 金 (1株につき30円) | 5,548,930,800 |
| 役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金) | 75,000,000 (3,000,000) |
| 特 別 償 却 準 備 金 | 86,450,859 |
| 別 途 積 立 金 | 18,000,000,000 |
| 次 期 繰 越 利 益 | 6,552,546,103 |

(注) 平成14年12月5日に5,550,872,760円(1株につき30円)の中間配当を実施いたしました。

第2号議案 自己株式取得の件

商法第210条の規定に基づき、経営環境の変化に対応し、柔軟な資本政策の実施及び機動的な事業展開への活用を可能とするため、本総会終了の時から次期定時株主総会終了の時までに、当社普通株式500万株、取得価額の総額500億円を限度として取得することとさせていただきます。存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)(以下改正商法という)により単元未満株式を有する株主の買増制度が創設されました。この改正に伴い、単元未満株主の便宜を図るため、同制度を実施できるよう変更案第7条を新設し、以下条数を繰り下げるとともに、現行定款第7条、第8条及び第9条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 改正商法により創設された株券失効制度に対応するため、現行定款第8条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正商法により株主総会の特別決議の定足数を3分の1に緩和することが認められました。この改正に伴い、特別決議の定足数をより確実に充足できるよう現行定款第13条に第2項を新設するものであります。
- (4) 執行役員制度の導入に伴い、代表取締役を役付取締役に限定する旨の現行定款第20条について所要の変更を行うものであります。
- (5) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)により監査役の任期が4年に延長されました。この改正に対応するため、現行定款第26条について所要の変更を行うものであります。
- (6) 以上のほか、字句の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| <新設> | 第7条(単元未満株式の買増し) <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、 <u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨(以下「買増し」という。)</u> を当会社に請求することができる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第7条（基準日） 当社は、毎決算期末現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または質権者をもってその権利を行使することのできる株主または質権者とする。</p> <p>第8条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p> <p>第9条（株式取扱規則） 当社の株券の種類および株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 }) { 条文省略 } 第12条 }</p> <p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第8条（基準日） 当社は、毎決算期末現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第9条（名義書換代理人） （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p> <p>第10条（株式取扱規則） 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 }) { 現行どおり } 第13条 }</p> <p>第14条（決議の方法） （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p data-bbox="149 124 249 151">< 新 設 ></p> <p data-bbox="149 288 368 384">第14条 } } { 条文省略 } 第19条 }</p> <p data-bbox="149 419 696 584">第20条（代表取締役） 取締役社長は、これを代表取締役とする。 2. 前項のほか、取締役会の決議をもって、<u>前条第1項の役付取締役のなかから、代表取締役を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="149 619 368 715">第21条 } } { 条文省略 } 第25条 }</p> <p data-bbox="149 746 696 983">第26条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後 <u>3</u> 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退職した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p data-bbox="149 1015 368 1110">第27条 } } { 条文省略 } 第35条 }</p> | <p data-bbox="768 124 1282 256">2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="729 288 975 384">第15条 } } { 現行どおり } 第20条 }</p> <p data-bbox="729 419 1282 552">第21条（代表取締役） （現行どおり） 2. 前項のほか、取締役会の決議をもって、代表取締役を定めることができる。</p> <p data-bbox="729 619 975 715">第22条 } } { 現行どおり } 第26条 }</p> <p data-bbox="729 746 1282 911">第27条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後 <u>4</u> 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。 2. （現行どおり）</p> <p data-bbox="729 1015 975 1110">第28条 } } { 現行どおり } 第36条 }</p> |

第4号議案 取締役13名選任の件

本總會終了の時をもって、取締役26名全員の任期が満了いたします。また、当社は、グローバル企業に相応しいコーポレート・ガバナンス体制と事業環境の変化に即応できる迅速な意思決定の仕組みを確立し、かつ次代を担う経営幹部の育成を図るため執行役員制度を導入いたします。つきましては、取締役を13名減員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (他の会社の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------|--|----------------|
| 1 | 稲盛和夫 (昭和7年1月30日生) | 昭和34年4月 当社設立、当社取締役就任 昭和37年5月 当社常務取締役就任 昭和39年5月 当社専務取締役就任 昭和41年5月 当社代表取締役社長就任 昭和60年6月 当社代表取締役会長就任 平成4年6月 当社取締役会長就任 平成9年6月 当社取締役名誉会長就任(現在) (株)京都パープルサンガ代表取締役) | 6,806,165株 |
| 2 | 伊藤謙介 (昭和12年12月17日生) | 昭和34年4月 当社入社 昭和50年5月 当社取締役就任 昭和54年8月 当社常務取締役就任 昭和56年7月 当社専務取締役就任 昭和60年6月 当社代表取締役副社長就任 平成元年6月 当社代表取締役社長就任 平成11年6月 当社代表取締役会長就任(現在) (京セラ興産(株)代表取締役) (株)京都パープルサンガ代表取締役) (株)ホテル京セラ代表取締役) (京都ファッションセンター(株)代表取締役) (株)インターナショナルゴルフリゾート京セラ代表取締役) | 557,072株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 (他の会社の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-----------|---------------------------|---|----------------|
| 3 | 西 口 泰 夫 (昭和18年10月9日生) | 昭和50年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成元年6月 当社常務取締役就任 平成4年6月 当社代表取締役専務就任 平成9年6月 当社代表取締役副社長就任 平成11年6月 当社代表取締役社長就任(現在) (京セラミタ(株)代表取締役) (京セラリーシング(株)代表取締役) (京セラインターナショナル(株)代表取締役) (京セラコミュニケーションシステム(株)代表取締役) (京セラエルコ(株)代表取締役) (東莞石龍京瓷光学有限公司董事長) (上海京瓷電子有限公司董事長) (京瓷振華通信設備有限公司董事長) (京瓷美達辦公設備(東莞)有限公司董事長) (京瓷(天津)商貿有限公司董事長) | 4,095株 |
| 4 | 梅 村 正 廣 (昭和18年8月8日生) | 昭和41年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任 平成5年6月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役副社長就任(現在) (上海京瓷房地產開發有限公司董事長) | 5,000株 |
| 5 | 山 本 道 久 (昭和17年11月13日生) | 昭和45年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成元年6月 当社常務取締役就任 平成4年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役副社長就任(現在) (上海京瓷貿易有限公司董事長) | 9,232株 |
| 6 | 中 村 昇 (昭和19年10月6日生) | 昭和42年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任 平成7年6月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役副社長就任(現在) 平成14年8月 京セラケミカル(株)代表取締役副社長就任 (現在) (京セラケミカル(株)代表取締役) | 3,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (他の会社の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------------|---|----------------|
| 7 | 岸本 勲 夫 (昭和18年11月30日生) | 昭和42年3月 当社入社 平成5年6月 当社取締役就任 平成9年6月 当社常務取締役就任 平成13年6月 当社専務取締役就任(現在) 平成14年6月 キンセキ(株)代表取締役社長就任(現在) (キンセキ(株)代表取締役) | 3,000株 |
| 8 | 久木 壽 男 (昭和21年7月2日生) | 昭和44年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任(現在) 平成12年4月 当社通信機器事業本部長 平成14年8月 当社通信機器統括営業部長(現在) | 3,171株 |
| 9 | ロドニー・ランソン (昭和20年2月5日生) | 昭和54年9月 キョウセラ・インターナショナル・ インコーポレーテッド入社 昭和62年1月 同社取締役社長就任(現在) 平成元年6月 当社取締役就任 平成2年3月 当社常務取締役就任 平成11年6月 当社代表取締役専務就任(現在) (キョウセラ・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長) | (3,291ADR) |
| 10 | ジョン・ギルバートソン (昭和18年12月4日生) | 昭和56年1月 AVXコーポレーション入社 平成7年6月 当社取締役就任 平成9年7月 AVXコーポレーション取締役社長兼最高 執行責任者就任 平成11年6月 当社常務取締役就任(現在) 平成13年7月 AVXコーポレーション取締役社長兼最高 経営責任者就任(現在) (AVXコーポレーション取締役社長兼最高経営責任者) | (15,234ADR) |
| 11 | 山村 雄 三 (昭和16年12月4日生) | 昭和40年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成4年12月 京セラエルコ(株)代表取締役社長就任(現在) 平成5年6月 当社取締役退任 平成7年6月 当社代表取締役専務就任 平成11年6月 当社代表取締役専務退任 (京セラエルコ(株)代表取締役) (京セラオプテック(株)代表取締役) | 82,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (他の会社の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------|---|----------------|
| 12 | 森田 直行 (昭和17年4月8日生) | 昭和42年3月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役就任 平成元年6月 当社常務取締役就任 平成7年6月 当社代表取締役専務就任 平成7年9月 京セラコミュニケーションシステム(株) 代表取締役社長就任(現在) 平成11年6月 当社代表取締役専務退任 (京セラコミュニケーションシステム(株)代表取締役) (メディカルデータ(株)代表取締役) (株)弘栄代表取締役) | 5,600株 |
| 13 | 関 浩 二 (昭和12年12月8日生) | 昭和44年5月 サイバネット工業(株)入社 平成元年6月 当社取締役就任 平成9年2月 当社通信情報機器事業本部副本部長 平成10年10月 三田工業(株)(現京セラミタ(株))事業管財人就任 平成11年6月 当社常務取締役就任 平成12年1月 京セラミタ(株)代表取締役社長就任(現在) 平成13年6月 当社常務取締役退任 (京セラミタ(株)代表取締役) (京セラミタジャパン(株)代表取締役) | 4,318株 |

- (注) 1. 取締役候補者 稲盛和夫氏は、(株)京都パープルサンガの代表取締役であり、当社は同社との間に取引関係があります。また、同候補者は、(財)稲盛財団の理事長であり、当社は同財団に対し、寄附を行っております。
2. 取締役候補者 伊藤謙介氏は、(株)京都パープルサンガの代表取締役であり、当社は同社との間に取引関係があります。
3. 取締役候補者 西口泰夫氏は、京セラコミュニケーションシステム(株)の代表取締役並びに東莞石龍京瓷光学有限公司、上海京瓷電子有限公司、京瓷振華通信設備有限公司、京瓷美達辦公設備(東莞)有限公司及び京瓷(天津)商貿有限公司の董事長であり、当社は各社との間に取引関係があります。
4. 取締役候補者 岸本勲夫氏は、キンセキ(株)の代表取締役であり、当社は同社との間に取引関係があります。
5. 取締役候補者 ジョン・ギルバートソン氏は、AVXコーポレーションの取締役社長兼最高経営責任者であり、当社は同社との間に取引関係があります。
6. 取締役候補者 森田直行氏は、京セラコミュニケーションシステム(株)の代表取締役であり、当社は同社との間に取引関係があります。
7. 上記取締役候補者のうち、当社米国預託証券(ADR)により、実質的に当社株式を所有する者は、次のとおりであります。

ロドニー・ランズーン 3,291株 (3,291ADR)

ジョン・ギルバートソン 15,234株 (15,234ADR)

第5号議案 監査役2名選任の件

本總會終了の時をもって、監査役 秋元 満氏は辞任されます。つきましては、その補欠として栗原伸治氏、監査体制の一層の充実強化を図るための増員として明石靖夫氏、あわせて監査役2名の選任をお願いするものであります。また、補欠として選任をお願いする栗原伸治氏の任期は、当社定款の定めにより、前任者の残任期間となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (他の会社の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|-----------------------|---|----------------|
| 1 | 栗原伸治 (昭和7年7月19日生) | 昭和28年4月 京都中央信用金庫入庫 昭和43年4月 同金庫理事就任 昭和47年12月 同金庫常務理事就任 昭和53年5月 同金庫代表理事就任 昭和54年6月 同金庫専務理事就任 平成4年4月 同金庫相談役就任 中信興産(株)代表取締役社長就任 平成7年4月 医療法人財団康生会武田病院 たけだ病院 経営研究所所長就任(現在) | 0株 |
| 2 | 明石靖夫 (昭和19年5月29日生) | 昭和42年3月 当社入社 平成3年6月 当社取締役就任 平成5年6月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役専務就任(現在) | 6,323株 |

(注) 監査役候補者 栗原伸治氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終了の時をもって任期満了により取締役を退任される明石靖夫、湯川 勲、作見 壽、石田秀樹、岡本昭好、伊藤 卓、竹田真人、藤吉 實、西川美彦、家守 力、井上正廣、鳥山英一、大島 進、前 耕司、川村 誠及び前田辰巳の16氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|---------|--|
| 明 石 靖 夫 | 平成3年6月 当社取締役就任 平成5年6月 当社常務取締役就任 平成9年6月 当社代表取締役専務就任（現在） |
| 湯 川 勲 | 平成7年6月 当社取締役就任 平成13年6月 当社常務取締役就任（現在） |
| 作 見 壽 | 平成7年6月 当社取締役就任 平成13年6月 当社常務取締役就任（現在） |
| 石 田 秀 樹 | 平成9年6月 当社取締役就任 平成13年6月 当社常務取締役就任（現在） |
| 岡 本 昭 好 | 平成3年6月 当社取締役就任（現在） |
| 伊 藤 卓 | 平成3年6月 当社取締役就任（現在） |
| 竹 田 眞 人 | 平成3年6月 当社取締役就任（現在） |
| 藤 吉 實 | 昭和62年6月 当社取締役就任（現在） |
| 西 川 美 彦 | 平成7年6月 当社取締役就任（現在） |
| 家 守 力 | 平成9年6月 当社取締役就任（現在） |
| 井 上 正 廣 | 平成9年6月 当社取締役就任（現在） |
| 鳥 山 英 一 | 平成13年6月 当社取締役就任（現在） |
| 大 島 進 | 平成13年6月 当社取締役就任（現在） |
| 前 耕 司 | 平成13年6月 当社取締役就任（現在） |
| 川 村 誠 | 平成13年6月 当社取締役就任（現在） |
| 前 田 辰 巳 | 平成13年6月 当社取締役就任（現在） |

第7号議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストックオプション付与を目的として新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社グループに対する経営参画意識を高め、業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、また、適正な監査に対する意識を高めることにより当社グループの健全な経営を推進することを目的として当社及び当社子会社の監査役に対し、それぞれ新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のうち、当社の取締役会が認めた者
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式1,100,000株を上限とする。
なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
11,000個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前項（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株式を発行（新株予約権の行使の場合には含まない。）するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成15年10月1日から平成20年9月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、死亡の日から 6 ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は、死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

当社の報償委員会が特に認めた場合は、と異なる条件で権利を行使することができる。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権の割当てを受けた者が、上記（7）に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

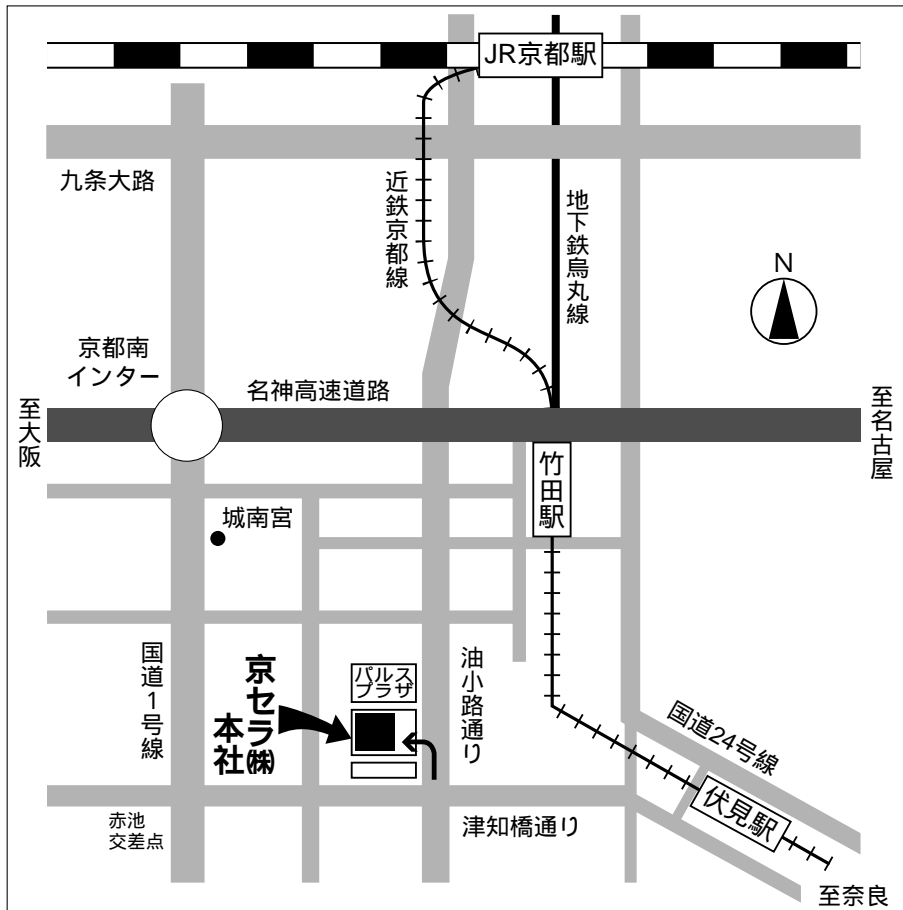
上記のほか、当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上

会場ご案内図



交通機関

- ・地下鉄烏丸線または近鉄京都線「竹田駅」下車、徒歩約18分。
または北改札口を出て、西口(4番出口)より市バスで「パルスプラザ前」下車。
(ご注意)市バスの運行本数が少ないため、時間に余裕をもってお越しください。
- ・近鉄京都線「伏見駅」下車、徒歩約15分

車でお越しの方は、上記案内図の矢印の方向から構内に入り、地下駐車場をご利用ください。